

【 一般病床・地域包括ケア病床 入院費用(4・5階) 】

●入院費用（ ※2024年6月～）

■医療費(一部負担金)

- ・お持ちの保険証により、一部負担金を確認させていただきます。
- ・身体障害者手帳や特定疾患医療受給者証等お持ちの場合は、ご提示をお願い申し上げます。

※下記、70歳未満の方の自己負担上限額

所得区分	対象者	自己負担限度額(月額)	多数該当
区分ア	年収1,160万円以上 (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(医療費－842,000円)×1%	140,100円
区分イ	年収770万～1,160万円 (標準報酬月額53万～79万円)	167,400円+(医療費－558,000円)×1%	93,000円
区分ウ	年収370万～770万円 (標準報酬月額28万～50万円)	80,100円+(医療費－267,000円)×1%	44,400円
区分エ	年収370万円以下 (標準報酬月額26万円以下)	57,600円	
区分オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※限度額適用認定申請手続きは協会けんぽの各都道府県支部へ（必要なもの:印鑑・保険証・身分証明証等）

全国健康保険協会 兵庫支部 〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST ☎ 078-252-8701

全国健康保険協会 大阪支部 〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階 ☎ 06-7711-4300

※組合、共済:それぞれの保険者へ

※下記、70歳以上の方の自己負担上限額

自己負担割合	区分	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)
3割	年収1,160万円以上 (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(医療費－842,000円)×1%(多数該当140,100円)	
	年収770万～1,160万円 (標準報酬月額53万～79万円)	167,400円+(医療費－558,000円)×1%(多数該当93,000円)	
	年収370万～770万円 (標準報酬月額28万～50万円)	80,100円+(医療費－267,000円)×1%(多数該当44,400円)	
1割	一般所得者 (標準報酬月額26万円以下)	18, 000円	57, 600円 (多数該当 44, 400円)
1割 (住民税非課税等)	区分Ⅱ(住民税非課税世帯)	8, 000円	24, 600円
	区分Ⅰ(住民税非課税世帯) (年金収入80万円以下など)		15, 000円

■食費

※下記、70歳未満の方の食費

	1食分の食費	1日分の食費
一般 (下記以外の方)	490円	1, 470円
低所得者 (住民税非課税)	230円 ※90日超で180円	690円

※下記、70歳以上の方の食費

	1食分の食費	1日分の食費
一般 (下記以外の方)	490円	1, 470円
低所得者Ⅱ	230円 ※90日超で180円	690円
低所得者Ⅰ	110円	330円

※指定難病患者:1食分の食費＝280円(90日超で180円)
※老齢福祉年金受給者(後期高齢者医療制度のみ)・境界層該当者:1食分の食費＝110円

【療養病床 入院費用(3階)】

●入院費用（※2024年6月～）

■医療費(一部負担金)

- ・お持ちの保険証により、一部負担金を確認させていただきます。
- ・身体障害者手帳や特定疾患医療受給者証等お持ちの場合は、ご提示をお願い申し上げます。

※下記、70歳以上の方の自己負担上限額

自己負担割合	区分	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)
3割	年収1160万円以上 (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(医療費－842,000円)×1%(多数該当140,100円)	
	年収770万～1160万円 (標準報酬月額53万～79万円)	167,400円+(医療費－558,000円)×1%(多数該当93,000円)	
	年収370万～770万円 (標準報酬月額28万～50万円)	80,100円+(医療費－267,000円)×1%(多数該当44,400円)	
1割	一般所得者 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円	57,600円 (多数該当:44,400円)
1割 (住民税非課税)	区分Ⅱ(住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ(住民税非課税世帯) (年金収入80万円以下など)		15,000円

■食費

①医療区分2・3相当に該当

※医療の必要性が高い患者様(中心静脈栄養・酸素療法・指定難病・気管切開・頻回吸引・褥瘡の方等)

	1食分の食費	1日分の食費	1日分の居住費	1日分の合計
一般 (下記以外の方)	490円	1,470円	370円	1,840円
低所得者Ⅱ	230円 ※90日超で180円	690円	370円	1,060円
低所得者Ⅰ	110円	330円	370円	700円

※指定難病患者:1食分の食費＝280円(90日超で180円)・居住費＝0円
※老齢福祉年金受給者(後期高齢者医療制度のみ)・境界層該当者:1食分の食費＝110円・居住費＝0円

②医療区分1相当に該当

※医療の必要性が低い患者様は食費負担が上がります。

	1食分の食費	1日分の食費	1日分の居住費	1日分の合計
一般 (下記以外の方)	490円	1,470円	370円	1,840円
低所得者Ⅱ	230円	690円	370円	1,060円
低所得者Ⅰ	140円	420円	370円	790円

※多数該当:同一世帯で1年間(直近12ヵ月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは自己負担限度額が軽減されます。

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付窓口:住所地が尼崎市内の方は国民健康保険被保険者証・世帯主の認印・世帯主の個人番号等をご用意の上、下記 窓口またはお電話にてお尋ねください。

尼崎市役所 市民サービス部 国保年金課(75歳未満)・後期高齢者医療制度担当(75歳以上)
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館1階

国保年金課(75歳未満) ☎06-6489-6420 ・ 後期高齢者(75歳以上) ☎06-6489-6836